② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める実績２
深礎工法により施工した杭径7.0m以上の場所打ち杭の工事
② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
求める実績２
深礎工法により施工した杭径3.0m以上の場所打ち杭の工事

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 総合評価落札方式

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び簡易な施工計画から付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵ 評価項目及び評価指標
ア）企業の評価について
評価項目①　同種工事の施工実績　平成22年度以降における同種工事の施工実績
評価指標　同種工事の施工実績
優：躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）46m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
可：躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
評価項目②　同種工事の施工実績件数　平成22年度以降における同種工事の施工実績件数
評価指標　躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事の実績件数
優：３件以上有り
良：２件有り
可：１件のみ
評価項目③　企業体制　品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況について評価
優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済
良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済
可：未取得
・評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
・評価項目に企業体制（ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況）の項目がある場合の評価は、申請書を提出する本店・支店または営業所が評価指標に該当するＩＳＯの登録証に含まれている事。また活動範囲も当該工事に係る内容である事。
・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
・共同企業体を構成する場合は、代表者で評価する。
イ）簡易な施工計画の評価について
評価項目①　安全管理に関する施工計画について　施工上配慮すべき事項の適切性
評価項目②　品質管理に関する施工計画について　施工上配慮すべき事項の適切性
評価項目③　環境対策に関する施工計画について　施工上配慮すべき事項の適切性
・簡易な施工計画の評価指標は下記のとおりとする。
優：適切かつ具体的な記述が２項目ある
良：適切かつ具体的な記述が１項目ある
可：不適切ではないが、一般的な事項のみの記述にとどまっている
・施工計画が未提出又は白紙の場合であっても、不適格としない。
・施工計画に記載する配慮事項は２項目までとする。なお１項目のみの場合でも不適格としない。
・施工計画は、所定の様式により、簡素かつ要領よく記述するもとする。
・１項目に記載できる施工計画の内容は、２行以内、１行あたり48文字以内とする。なお、所定の行数、文字数を超えている場合、「可」で評価する。